

～エコ化補助金申請するみなさまへ～

注意事項

- 事前相談票の提出がまだの方は、必ず、HP から事前相談票の提出をお願いします。メール等で補助の対象か確認致します。
- 必ず、交付決定後に対象機器等に係る工事契約を締結してください。**交付決定日前に契約した場合、補助を受けることはできません。**
- 交付決定までに、必要書類提出後、書類の不備がない場合で3週間から1か月程度お時間をいただいております。
- 申請の募集期限は令和7年1月14日までです。ただし、予算の上限に達した場合は、期日前に締め切りとなる場合がございます。その場合は、事前相談票ではなく、「申請書」の先着順で募集の受付を終了いたします。また、予算の残額によっては、申請額の満額の交付ができない場合もございます。
- 見積書について
 - (1) 補助金申請額が100万円を超え、かつ、1件の発注金額が100万円を超える場合
 - ・必ず **2者以上の市内中小企業者**から見積書を徴収して下さい。
 - ・市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書(第2号様式)を提出して下さい(申請の手引きP15)。ただし、川崎市の**競争入札参加資格者有資格者名簿**に登載されている、市内中小企業者の工事業者は誓約書(第2号様式)の提出不要です。
 - ・そのうえで、3者目以降の見積書を市内非中小企業者や市外事業者から徴収することは差し支えありません。
 - (2) 補助金申請額が100万円を下回る場合
 - ・必ず **2者以上の事業者**から見積書を徴収して下さい。
そのうちの1者には、市内中小企業者を含めるよう努めてください。
- 申請者と建物の所有者が異なる場合、承諾書(申請の手引きP17)を提出して下さい。
- 令和7年3月17日までに支払い等を済ませ、完了届・必要書類を提出して下さい。期限までに完了届・必要書類を提出できることが補助の条件となります。**期限に間に合わなかった場合は補助を受けることはできません。**
- 記入にあたっては、鉛筆や消せるボールペンを使用できません。また、修正液や修正テープも使用できません。訂正は、ボールペンを使用し、二重線で訂正して下さい。
- 空気調和設備を導入する場合、本年度末までに省エネルギー診断を受診し、その報告書を市へ提出する必要があります。**省エネルギー診断は受診後、報告書受領までに1か月程度かかりますので、遅くとも令和6年2月末までに受診して下さい。なお、**省エネルギー診断の受診前でも補助金の申請自体は可能です。(その場合は申請後に必ず省エネルギー診断を受診して下さい。)**

■ 手続きの流れ

① HPにて、事前相談票（補助金・省エネルギー診断）の提出

- 補助金の申請を希望する場合は、申請書の提出前に相談票を提出してください。
- 事前相談票をご提出いただけない場合、**補助金の申請ができません**ので御注意ください。
- メール等で何点か質問を送付致します。

空気調和設備、燃焼設備、業務用燃料電池の場合

③ 補助金申請書の提出

- 申請書類に**不備があると受付ができません**。上記の申請書提出期間中に余裕をもって提出してください。

④ 交付決定および工事契約の締結

- 工事契約は、「**工事着工可能日（交付決定通知日）**」以降に締結してください。

⑤ 完了届の提出

- 完了届は、**工事及び支払等の完了後30日以内**に提出してください。ただし、提出の**最終期限は、2025年3月17日（月）のため**、それまでに工事及び支払等が完了する必要があります。

⑥ 完了検査

- 市職員が、申請どおりの設備が導入されているかを事業所で確認します。

⑦ 補助金の支払い

- 検査後、補助金の支払いになります（②の省エネルギー診断は支払前までに受診してください。）。

② 省エネルギー診断の受診（該当する場合のみ）

- エコ化支援補助金を申請する年度末までに省エネルギー診断を受診し、報告書を受領している必要があります**（受診してから報告書を受領するまで約1ヶ月を要しますので、**2月末までに必ず受診してください**。）。
- 令和3年度以降に省エネルギー診断を受診している場合は、改めて省エネ診断を受診する必要はありません。

省エネルギー診断とは・・・？

エネルギー管理士の資格等を持つ専門家が、工場やオフィスに伺い、省エネに係る具体的な改善事項の提案や、改善に必要な費用と回収期間の試算などを行い、貴社に最適な省エネ対策を提案するものです。